



税目	年度		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	
	個人	法人				均等割標準税率 年額 500円					均等割標準税率 年額 700円		
県民税	個人	均等割標準税率 (1) 資本等の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円					均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円			均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円		
	法人	均等割標準税率 (1) 資本等の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本等の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本等の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円					均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税別標準税率 5.0% 超過税率 6.0%			均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円			
事業税	個人	事控除主額 年 220万円									年 240万円		
	その他												
業法税	個人												
	その他						税率 4% 新築住宅控除(56.7.1) 420万円 住宅取得(56.7.1~61.6.30)に係る税率の特例 3% 住宅用土地の取得(56.7.1~61.6.30)につき税額を4分の1減額					住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長(H元.6.30まで) 従量割特例措置 61.5.1~H元.3.31 360 1,000本につき 1,000 課税標準は 紙巻たばこ1,000本につき1,000円 パイプたばこ1kgにつき 1,000円	
不動産取得税											新築住宅控除 450万円 (60.7.1)		
県たばこ税(消費税)		課税標準算定の基礎となる額 6円70銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 6円79銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 6円89銭	課税標準算定の基礎となる額 6円98銭9厘	課税標準算定の基礎となる額 8円15銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 8円59銭	課税標準算定の基礎となる額 8円67銭	課税標準算定の基礎となる額 昭和58年5月1日から昭和59年2月29日までの期間の製造たばこ本数は、製造たばこ本数に1.014を乗じた本数	昭和60年4月1日から税率が2本立てとなる。 従価割 たばこの小売定価合計金額×8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000		葉巻たばこ " " 刻みたばこ " 500 円 たばこの小売定価合計金額×8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000 を控除した金額	

税目		年度	63	平成元	3	4	5	6	7	8	9	10
県民税率	個人	所得割	130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%			特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 (限度額20万円)	特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 均等割標準税率 年額 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税の実施 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8,500円
	法人				法人税割 超過税率 5.8%			均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円				
	利子割		・利子等に係る道府県民税を創設 (税率) 支払いを受ける利子等の5%							懸賞金付預金等の懸賞金 にも課税		
事業税率	個人	事業除主題					年 270万円					
	その他										保険業を第1種事業とした。	
業税率	法人	税率	<p>・税率の特例を設ける 租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 350万円以下の金額……………6% 年 350万円を超え年10億円以下の金額……………8% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の 金額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ……………8%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>		<p>租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 400万円以下の金額……………5.6% 年 400万円を超え年10億円以下の金額……………7.5% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ……………7.5%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>		<p>[普通法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超800万円以下 8.4% 年 800万円超及び清算所得 11% [特別法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超及び清算所得 7.5%</p>					
	その他		新築住宅控除 1,000万円(H元.4.1) 住宅及び住宅用土地の取得 に係る税率等の特例を3年間 延長(H4.6.30まで)	住宅及び住宅用土地の 取得に係る税率等の特例 を3年間延長(H7.6.30ま で)	宅地及び宅地比準土地に係る課税 標準の特例 平成6年中の取得 価格の2分の1 平成7,8年中の取得 価格の3分の2	宅地及び宅地比準土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H10.6.30まで)	宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 平成8年中の取得 価格の2分の1	新築住宅控除 1,200万円(H9.4.1) 宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 H9.1.1~H11.12.31の取 得 価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H13.6.30ま で)			
不動産取得税												
県たばこ税			・名称を道府県たばこ税に変更 ・従価割の廃止 ・従量割 1,000本につき 1,129円 (旧3級品については536円)									
消費税												
地方消費税											(創設)消費税の25/100 (消費税率に換算すると 1%に相当)	





税目	年度	25	26	27	28	29	30
県民税率	個人		均等割の税率 年額1,500円 (平成26年度から平成35年度までの10年間に限る)	ふるさと納税の特例控除額の拡充 ふるさと納税のワンストップ特例の導入			
	法人		地方法人税(国税)の創設に伴う法人税割の税率の引下げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 法人税割 3.2% 超過税率 4.0%				
	利子割			法人にかかる利子割の廃止(平成28年1月1日以後) 特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後)			
	配当割		NISA(少額投資非課税制度)導入	特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後)	ジュニアNISA未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置導入(平成28年4月1日～)	積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～)	
	株式所得等割		NISA(少額投資非課税制度)導入		ジュニアNISA未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置導入(平成28年4月1日～)	積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～)	
事業人	事業除主額						
	税率						
	その他						
業人	税率		地方法人特別税の規模縮小に伴う法人事業税の所得割及び 収入割の税率の引上げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)  [普通法人] [特別法人] 年400万円以下 3.4% 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年400万円超 4.6% 年800万円超 6.7%  [外形標準課税法人] 付加価値割 0.48%(変更なし) 0.9% 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 2.2% 年400万円超 2.2%	外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び 見合いの所得割の税率の引下げ (平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用)  [外形標準課税法人] 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1%	外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び 見合いの所得割の税率の引下げ (平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用)  [外形標準課税法人] 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7%		
	その他						
不動産取得税				土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H30.3.31まで3%)			土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H33.3.31まで3%)
地方消費税	紙タバコ税 紙タバコ 消費税	1,000本につき860円 (H33級品については、1,000本につき411円) H25.4.1～	消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成27年10月1日から平成29年4月1日へ延長 ・H29.4.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕		紙巻たばこ3級品について、1,000本につき481円 H28.4.1～  消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成29年4月1日から平成31年10月1日へ延長 ・H31.10.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕	紙巻たばこ3級品について、1,000本につき551円 H29.4.1～	紙巻たばこ3級品について、1,000本につき656円(H30.4.1～) 3級品以外の紙巻たばこについて、1,000本につき930円 (H30.10.1～)
	紙タバコ税 紙タバコ 消費税						